

裁判事務の分配等についての定め（平成25年度）

水戸地方裁判所

目 次

<前文>	1
<本文>	
第1 裁判官の配置, 裁判事務の分配及び代理順序並びに開廷日割	
1 本庁 (第1条～第13条)	1
2 支部 (第14条～第15条)	3
3 管内簡易裁判所 (第16条)	4
第2 司法行政事務の代理順序 (第17条～第20条)	5
第3 応急措置 (第21条)	6
<別表>	
別表第1 (本庁各部の裁判官の配置)	7
別表第2 (本庁民事部)	8
別表第3 (本庁刑事部)	12
別表第4 (各支部の裁判官の配置)	15
別表第5 (支部)	16
別表第6 (管内各簡易裁判所の裁判官の配置)	23
別表第7 (簡易裁判所)	24
別表第8 (裁判事務についての簡易裁判所裁判官の代理順序)	29
別表第9 (令状請求事件等取扱庁)	30
別表第10 (執務時間内における被疑者 (第1回公判期日前の被告人 を含む。) に対する令状請求事件及び勾留に関する処分, 被疑者に対する国選弁護人選任に関する事務並びに医療観 察法による連戻状請求事件を担当する裁判官及び事件の分 配)	32
別表第11 (執務時間外における被疑者 (第1回公判期日前の被告人	

を含む。) に対する令状請求事件及び勾留に関する処分,
被疑者に対する国選弁護人選任に関する事務並びに医療
観察法による連戻状請求事件を担当する裁判官) 36

この定めは、平成25年度における水戸地方裁判所及び管内簡易裁判所における裁判官の配置、裁判事務の分配及び代理順序、開廷日割並びに司法行政事務の代理順序を定めるものである。

第1 裁判官の配置、裁判事務の分配及び代理順序並びに開廷日割

1 本庁

第1条（部の設置及び裁判官の配置）

本庁に民事第一部及び民事第二部並びに刑事部を置き、裁判官の配置を別表第1のとおりとする。

第2条（事件の分配）

事件は、専属分配事件及び特に定める場合における当該事件を除き、事件の種類ごとに前年度に引き続いて受理の順序に従い、所定の割合に応じて各部に分配する。

第3条（付随事件の取扱い）

本案訴訟その他基本となる事件に付随する事件（民事保全事件については、本案訴訟の第1回口頭弁論期日以後に申立てのされた保全命令申立事件をいう。）は、特段の定めのない限り、基本事件が分配された部に分配する。

第4条（民事の再審事件等の取扱い）

民事の再審事件、上告受理事件及び準抗告事件は、原裁判をした部に分配する。ただし、その部がないときは、順序に従い民事各部に分配する。

第5条（民事の差戻事件等の取扱い）

民事に係る差戻事件、忌避申立事件及び除斥申立事件は、当該裁判官が属しない部に分配する。

第6条（民事における関連事件の取扱い）

一つの部に分配された事件が他の部の事件と関連する場合において、併せて審判するのが相当と認められるときは、協議によりいずれかの部で併せて取り扱うことができる。この場合には、次に分配する事件で調整する。

第7条（民事事件の分配）

民事事件は、別表第2のとおり分配する。

第8条（刑事事件等の分配）

刑事事件及び心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（以下「医療観察法」という。）に係る事件（ただし、第16条の2の医療観察法による連戻状請求事件を除く。）は、別表第3のとおり分配する。

第9条（刑事事件等についての民事部裁判官の代理）

次の各号の事件については、刑事部の裁判官に差し支えがあるときは、本庁各部の部の事務を総括する裁判官の協議により定めた民事第一部又は第二部に配属された裁判官が、これを代理する。

- ① 準抗告事件
- ② 医療観察法第72条第1項の規定による不服申立てに関する事件
- ③ 同法第73条第1項の規定による異議の申立てに関する事件
- ④ 証拠保全請求事件
- ⑤ 証人尋問請求事件
- ⑥ 共助事件
- ⑦ 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第3条第1項の規定による対象事件からの除外請求事件
- ⑧ 同法第35条第1項の規定による裁判員等選任手続における理由あり不選任請求却下決定に対する異議の申立てに関する事件
- ⑨ 同法第41条第2項の規定により受訴裁判所が地方裁判所に送付した裁判員等の解任請求事件
- ⑩ 同法第42条第1項の規定による前号の解任請求に対して地方裁判所がした却下決定に対する異議の申立てに関する事件
- ⑪ 同法第42条第1項の規定による受訴裁判所がした裁判員等の解任請

求却下決定（簡易却下決定）に対する異議の申立てに関する事件

⑫ 同法第43条第2項の規定により受訴裁判所が地方裁判所に通知した職権による裁判員等の解任事件

⑬ 同法第94条第1項の規定による選任予定裁判員の選定取消請求却下決定に対する異議の申立てに関する事件

第10条（事件の回付）

本庁と各支部との間における事件の回付については、本庁及び当該事件に係る支部の関係裁判官が協議して定める。本庁又は各支部において、管轄区域の定めを反して提起され、又は申し立てられた事件を回付しないで処理する場合も、同様とする。

第11条

この定めにより事件を処理し難いときは、本庁の各部の総括裁判官が協議して定めるところによる。

第12条（裁判長，裁判官の代理）

各部の裁判長又は裁判官に差し支えのあるときの代理順序は、その部の裁判官が協議して定め、これによることができないときは、所長の指名する他の部の裁判官が代理する。

第13条（開廷日割）

本庁における開廷日割を別表第2及び第3の「開廷日」のとおり定める。

2 支部

第14条（裁判官の配置等）

各支部の裁判官の配置を別表第4のとおりとし、各裁判官への分配及び開廷日割を別表第5のとおり定める。

第14条の2（事件の回付）

各支部の間における事件の回付については、第10条の規定を準用する。

第15条（裁判長，裁判官の代理）

- 1 土浦，龍ヶ崎及び下妻の各支部の裁判長又は裁判官に差し支えがあるときの代理順序は，その支部の裁判官が協議して定め，これによることができないときは，所長の指名する本庁の裁判官が代理する。
- 2 日立及び麻生の各支部の裁判官に差し支えがあるときは，所長の指名する本庁の裁判官が代理する。

3 管内簡易裁判所

第16条（裁判官の配置及び事務分配等）

- 1 管内各簡易裁判所の裁判官の配置を別表第6のとおりとし，各裁判官への分配及び開廷日割を別表第7のとおり定める。
- 2 管内各簡易裁判所の裁判官に差し支えがあるときは，別表第8に掲げる者が，その順序に従い，これを代理し，これによることができないときは，所長の指名する裁判官が代理する。
- 3 前項の規定にかかわらず，支部の置かれている地の簡易裁判所の裁判官に差し支えがある場合において，当該簡易裁判所の司法行政事務を掌理する裁判官が必要と認めたときは，自ら代理することができる。

4 令状請求事件等の取扱い

第16条の2（令状請求事件等の取扱い）

- 1 前条までの定めにかかわらず，被疑者（第1回公判期日前の被告人を含む。）に対する令状請求事件及び勾留に関する処分，被疑者に対する国選弁護人選任に関する事務並びに医療観察法による連戻状請求事件（以下「令状請求事件等」という。）は，次のとおり取り扱う。

- ① 執務時間内（平日の午前8時30分から午後5時までをいう。）においては，令状請求事件等を別表第9の「執務時間内」欄に登載された各裁判所において，別表第10に登載された裁判官が取り扱う。

ただし，医療観察法による連戻状請求事件については，別表第10の1(1)に登載された裁判官が取り扱う。

② 夜間（平日及び休日の午後５時から翌日午前８時３０分までをいう。）及び裁判所の休日（休日の午前８時３０分から午後５時までをいう。）においては、前号の各裁判所が取り扱う令状請求事件等を、それぞれ別表第９の「夜間」及び「休日」欄に登載された各裁判所において、これに対応する別表第１１に登載された裁判官が取り扱う。ただし、１月１日から同月３日及び１２月２９日から同月３１日までの間においては、本庁及び水戸簡易裁判所において、別表第１１の１に登載された裁判官が全部の令状請求事件等を取り扱う。

ただし、医療観察法による連戻状請求事件については、別表第１１の１に登載された裁判官のうち、水戸地方裁判所判事又は水戸地方裁判所判事補が取り扱う。

２ 本庁及び水戸簡易裁判所においては、刑事部の事務を総括する裁判官と水戸簡易裁判所の司法行政事務を掌理する裁判官の協議により担当裁判官を割り当て、各支部及び当該支部の置かれている地の簡易裁判所においては、支部長が担当裁判官を割り当てる。

３ 本庁においては、第１回公判期日前の勾留に関する処分について、刑事部の裁判官に差し支えがあるときは、第９条の例による。

第２ 司法行政事務の代理順序

第１７条（所長の代理）

所長に差し支えがあるときは、次の順位に従い代理し、これによることができないときは、~~所長の指名する裁判官が代理する。~~

第１順位 根 本 渉

第２順位 脇 博 人

第３順位 新 谷 晋 司

第１８条（部の事務を総括する裁判官の代理）

本庁の部の事務を総括する裁判官に差し支えがあるときは、その部の裁

判官（未特例判事補を除く。）が別表第1の「裁判官の配置」に登録された順序に従い代理する。

第19条（支部長の代理）

- 1 土浦、龍ヶ崎及び下妻の各支部の支部長に差し支えがあるときは、その支部の裁判官が別表第4の「裁判官の配置」に登録された順序に従い代理し、これによることができないときは、所長の指名する裁判官が代理する。
- 2 前項の支部以外の支部長に差し支えがあるときの代理については、第15条第2項の規定を準用する。

第20条（簡易裁判所の司法行政事務の代理）

簡易裁判所の司法行政事務を掌理する裁判官に差し支えがあるときは、その裁判所の他の裁判官が別表第6の「裁判官の配置」に登録された順序に従い代理し、これによることができないときは、所長の指名する裁判官が代理する。

第3 応急措置

第21条（所長の応急措置）

この定めによって処理し難い事情が生じたときは、所長は、これらの定めにかかわらず、応急の措置を執ることができる。この場合においては、その後最初に開かれる裁判官会議において承認を得なければならない。

附 則

この定めは、平成25年1月1日から実施する。

~~この定めは、平成25年1月15日から実施する。~~

この定めは、平成25年1月16日から実施する。

この定めは、平成25年2月8日から実施する。

この定めは、平成25年3月1日から実施する。

この定めは、平成25年3月25日から実施する。

この定めは、平成25年4月1日から実施する。

別表第1 (本庁各部の裁判官の配置)

民事第一部	判 事 (総括)	脇 博 人
	判 事	村 上 泰 彦
	判 事	棚 木 有 紀
	判事補 (特例)	久 次 良奈子
	判事補	高 橋 静 子
民事第二部	判 事 (総括)	新 谷 晋 司
	判事補 (特例)	吉 田 豊
	判事補	橋 詰 英 輔
刑 事 部	判 事 (総括)	根 本 涉
	判 事	佐 藤 弘 規
	判 事	古 谷 慎 吾
	判事補 (特例)	大 島 崇 史
	判事補 (特例)	中 畑 啓 輔
	判事補 (特例)	能登谷 宣 仁
	判事補	守 屋 麻 依
	判事補	君 島 直 之
	判事補	倉 鋪 卓 徳

(別表第2)
本庁民事部

部	裁判官の配置	裁判事務の分配	開廷日
民事第一部	(合議) 判 事 (総括) 脇 博 人 判 事 村 上 泰 彦 判 事 棚 木 有 紀 判事補 (特例) 久 次 良 奈 子 判事補 高 橋 静 子	① 民事控訴事件 ② 民事抗告事件 以上各2分の1 ③ 民事第一部がした裁判に対する 再審事件・上告受理事件・受命裁 判官等の裁判に対する異議申立事 件 ④ 民事第二部が原裁判をした合議 事件の差戻事件・忌避申立事件・ 除斥申立事件 ⑤ 民事調停法第2条により申し立 てられた調停事件における民事調 停委員の除斥申立事件 ⑥ 民事第一部が民事調停法第20 条により調停に付した事件におけ る民事調停委員の除斥申立事件 以上全部	金
	判 事 脇 博 人	① 民事通常訴訟事件 ② 手形・小切手訴訟事件 ③ 労働事件 ④ 保全異議・取消事件 以上各40分の6 ⑤ 行政訴訟事件 ⑥ 医療に関する損害賠償請求事件 ⑦ 公害, 鉦害, 薬品, 食品, 航空 機又は船舶に関する損害賠償請求 又は差止請求事件 以上各12分の2 ⑧ 配偶者暴力事件 6分の1 ⑨ 労働審判事件 5分の1 ⑩ 民事執行事件 10分の2 ⑪ 人身保護事件・仮登記仮処分事 件 2分の1 ⑫ 過料事件・調停事件・民事非訟 事件, 罹災都市借地借家臨時処理 事件, 接收不動産に関する借地借 家臨時処理事件, 借地非訟事件, 船舶所有者等責任制限事件, 油濁 損害賠償責任制限事件, 商事非訟 事件, 仲裁関係事件 全部	火

判 事 村 上 泰 彦	① 民事通常訴訟事件 ② 手形・小切手訴訟事件 ③ 労働事件 ④ 保全異議・取消事件 以上各40分の9 ⑤ 行政訴訟事件 ⑥ 医療に関する損害賠償請求事件 ⑦ 公害、鉦害、薬品、食品、航空機又は船舶に関する損害賠償請求又は差止請求事件 以上各12分の2 ⑧ 配偶者暴力事件 6分の1 ⑨ 労働審判事件 5分の1 ⑩ 民事執行事件 10分の3	月，水
判 事 栩 木 有 紀	① 配偶者暴力事件 6分の1 ② 民事執行事件 10分の2	随 時
判事補（特例） 久 次 良 奈 子	① 民事通常訴訟事件 ② 手形・小切手訴訟事件 ③ 労働事件 ④ 保全異議・取消事件 以上各40分の9 ⑤ 行政訴訟事件 ⑥ 医療に関する損害賠償請求事件 ⑦ 公害、鉦害、薬品、食品、航空機又は船舶に関する損害賠償請求又は差止請求事件 以上各12分の2 ⑧ 配偶者暴力事件 6分の1 ⑨ 労働審判事件 5分の1 ⑩ 民事執行事件 10分の3	月，木
判事補 高 橋 静 子	① 保全命令（労働事件、公害、鉦害、薬品、食品、航空機又は船舶に関する損害賠償請求又は差止請求の事件を除く。） ② 民事共助事件 ③ 民事証拠保全事件（訴え提起前の証拠収集処分の申立てを含む。） 以上各2分の1	随 時

<p>民事第二部</p>	<p>(合議) 判 事 (総括) 新 谷 晋 司 判事補 (特例) 吉 田 豊 判事補 橋 詰 英 輔</p>	<p>① 民事控訴事件 ② 民事抗告事件 以上各2分の1 ③ 民事第二部がした裁判に対する 再審事件・上告受理事件・受命裁 判官等の裁判に対する異議申立事 件 ④ 民事第一部が原裁判をした合議 事件の差戻事件・忌避申立事件・ 除斥申立事件 ⑤ 民事第二部が民事調停法第20 条により調停に付した事件にお ける民事調停委員の除斥申立事 件 以上全部</p>	<p>木</p>
	<p>判 事 新 谷 晋 司</p>	<p>① 民事通常訴訟事件 ② 手形・小切手訴訟事件 ③ 労働事件 ④ 保全異議・取消事件 以上各40分の8 ⑤ 行政訴訟事件 ⑥ 医療に関する損害賠償請求事件 ⑦ 公害, 鉱害, 薬品, 食品, 航空 機又は船舶に関する損害賠償請求 又は差止請求事件 以上各12分の3 ⑧ 配偶者暴力事件 6分の1 ⑨ 労働審判事件 5分の1 ⑩ 破産事件 (同時廃止) ⑪ 破産事件 (管財事件) ⑫ 通常再生事件 ⑬ 会社更生事件 ⑭ 特別清算事件 ⑮ 個人再生事件 以上各10分の4 ⑯ 人身保護事件・仮登記仮処分事 件 2分の1</p>	<p>月, 火</p>

	判事補 (特例) 吉 田 豊	① 民事通常訴訟事件 ② 手形・小切手訴訟事件 ③ 労働事件 ④ 保全異議・取消事件 以上各40分の8 ⑤ 行政訴訟事件 ⑥ 医療に関する損害賠償請求事件 ⑦ 公害, 鉦害, 薬品, 食品, 航空機又は船舶に関する損害賠償請求又は差止請求事件 以上各12分の3 ⑧ 配偶者暴力事件 6分の1 ⑨ 労働審判事件 5分の1 ⑩ 破産事件 (同時廃止) ⑪ 破産事件 (管財事件) ⑫ 通常再生事件 ⑬ 会社更生事件 ⑭ 特別清算事件 ⑮ 個人再生事件 以上各10分の5	火, 水
	判事補 橋 詰 英 輔	① 保全命令 (労働事件, 公害, 鉦害, 薬品, 食品, 航空機又は船舶に関する損害賠償請求又は差止請求の事件を除く。) ② 民事共助事件 ③ 民事証拠保全事件 (訴え提起前の証拠収集処分の申立てを含む。) 以上各2分の1 ④ 破産事件 (同時廃止) ⑤ 破産事件 (管財事件) ⑥ 通常再生事件 ⑦ 会社更生事件 ⑧ 特別清算事件 ⑨ 個人再生事件 以上各10分の1	随 時

(注)

- 1 出入国管理及び難民認定法第31条による臨検, 搜索又は押収の許可請求事件は, 刑事部に全部
- 2 地方自治法第242条の2第1項4号の規定による訴訟について損害賠償若しくは不当利得返還の請求を命ずる判決又は賠償の命令を命ずる判決が確定した場合における同法第242条の3第2項又は第243条の2第5項の規定による訴訟及びこれらの訴訟を本案とする民事保全事件については, 当該判決を言い渡した部に分配する。

(別表第3)

本庁刑事部

部	裁判官の配置	裁判事務の分配	開廷日
刑事部	(合議) 判 事 (総括) 根 本 涉 判 事 佐 藤 弘 規 判 事 古 谷 慎 吾 判事補 (特例) 大 畠 崇 史 判事補 (特例) 中 畑 啓 輔 判事補 (特例) 能登谷 宣 仁 判事補 君 島 直 徳 判事補 倉 鋪 卓 徳	公判請求事件 (合議) 全部	月, 火, 水, 木, 金
		再審事件 (単独事件を含む。), 起訴強制事件, 準抗告事件 (刑訴法 429条), 医療観察法第41条第 1項により決定があった場合の対象 行為の存否に関する審理, その他の 事件 (第1回公判期日までの勾留に 関する処分等を除く。) 全部	
	判 事 佐 藤 弘 規	公判請求事件 10分の1	火, 木
	判 事 古 谷 慎 吾	① 公判請求事件 10分の3 ② 医療観察法による各種処遇事件, 医療観察法第76条による競合す る処分の調整の申立てに係る事件 ③ 出入国管理及び難民認定法第3 1条による臨検, 捜索又は押収の 許可請求事件 以上各4分の1	月, 水
判事補 (特例) 大 畠 崇 史	① 公判請求事件 10分の3 ② 医療観察法による各種処遇事件, 医療観察法第76条による競合す る処分の調整の申立てに係る事件 ③ 出入国管理及び難民認定法第3 1条による臨検, 捜索又は押収の 許可請求事件 以上各4分の1	月, 火 木	

	判事補 (特例) 中 畑 啓 輔	① 医療観察法による各種処遇事件, 医療観察法第76条による競合する処分の調整の申立てに係る事件 ② 出入国管理及び難民認定法第31条による臨検, 搜索又は押収の許可請求事件 以上各4分の1	
	判事補 (特例) 能登谷 宣 仁	① 公判請求事件 10分の3 ② 医療観察法による各種処遇事件, 医療観察法第76条による競合する処分の調整の申立てに係る事件 ③ 出入国管理及び難民認定法第31条による臨検, 搜索又は押収の許可請求事件 以上各4分の1	月, 水
	判事補 君 島 直 之	① 執行猶予言渡し取消請求事件, 準抗告事件 (刑訴法430条), その他の事件 ② 証拠保全請求事件, 証人尋問請求事件, 共助事件, 医療観察法による鑑定入院命令に係る手続 ③ 起訴議決 (検察審査会法41条の6第1項)に係る事件について公訴の提起及び維持をする検察官の職務を行う者の指定及び公訴の提起前の指定の取消し 以上各2分の1	
	判事補 倉 鋪 卓 徳	① 執行猶予言渡し取消請求事件, 準抗告事件 (刑訴法430条), その他の事件 ② 証拠保全請求事件, 証人尋問請求事件, 共助事件, 医療観察法による鑑定入院命令に係る手続 ③ 起訴議決 (検察審査会法41条の6第1項)に係る事件について公訴の提起及び維持をする検察官の職務を行う者の指定及び公訴の提起前の指定の取消し 以上各2分の1	

(注)

証拠保全請求事件，証人尋問請求事件，共助事件及び医療観察法による鑑定入院命令に係る手続について，君島直之裁判官及び倉鋪卓徳裁判官に差し支えがあるときは，古谷慎吾裁判官，大島崇史裁判官，中畑啓輔裁判官又は能登谷宣仁裁判官が取り扱うものとする。

別表第4 (各支部の裁判官の配置)

1	日立支部	判 事 (支部長)	岡 野 典 章
2	土浦支部	判 事 (支部長)	小 林 敬 子
		判 事	中 尾 佳 久
		判事補 (特例)	小 沼 日加利
		判事補 (特例)	信 夫 絵里子
		判事補 (特例)	(代) 中 畑 啓 輔
		判事補 (特例)	(兼) 成 瀬 ひろみ
		判事補	(兼) 前 田 芳 人
		判事補	(代) 森 山 由 孝
3	龍ヶ崎支部	判 事 (支部長)	櫻 井 佐 英
		判事補 (特例)	(兼) 小 西 安 世
4	麻生支部	判 事	栩 木 純 一
		判事補 (特例)	(兼) 岩 崎 理 子
5	下妻支部	判 事 (支部長)	飯 塚 圭 一
		判 事	岡 口 基 一
		判 事	(兼) 渡 辺 力
		判事補	阿久津 見 房
		判事補	増 田 慧

(別表第5)

支部

庁	裁判官の配置	裁判事務の分配	開廷日
1 日立支部	判 事 岡 野 典 章	① 民事に関する事件 全部 ② 刑事に関する事件 全部	水, 金 水, 金
2 土浦支部 (1) 民事	(合議) 判 事 小 林 敬 子 判事補 (特例) 成 瀬 ひろみ 判事補 森 山 由 孝	① 民事通常訴訟事件 ② 再審事件 ③ 人身保護事件 ④ 会社更生事件 ⑤ 除斥申立事件 ⑥ 忌避申立事件 ⑦ その他民事に関する合議事件 以上全部	月
	判 事 小 林 敬 子	① 民事通常訴訟事件 ② 再審事件 ③ 保全異議・取消事件 ④ 付調停事件以外の調停事件, 共助事件, 仲裁法関係事件 以上各3分の1 ⑤ 民事再生事件, 特別清算事件 全部 ⑥ 仮登記仮処分事件, 非訟事件, 過料事件, 配偶者暴力事件, その他の民事雑事件 3分の1	木
	判事補 (特例) 小 沼 日加利	① 民事通常訴訟事件 ② 再審事件 ③ 保全異議・取消事件 ④ 付調停事件以外の調停事件, 共助事件, 仲裁法関係事件 以上各3分の1 ⑤ 破産事件 (管財事件) 2分の1 ⑥ 仮登記仮処分事件, 非訟事件, 過料事件, 配偶者暴力事件, その他の民事雑事件 3分の1	水

	判事補 (特例) 成瀬 ひろみ	① 民事通常訴訟事件 ② 再審事件 ③ 保全異議・取消事件 ④ 付調停事件以外の調停事件, 共 助事件, 仲裁法関係事件 以上各 3 分の 1 ⑤ 破産事件 (管財事件) 2 分の 1 ⑥ 仮登記仮処分事件, 非訟事件, その他の民事雑事件 (過料事件, 配偶者暴力事件を除く。) 3 分の 1	金
	判事補 前田 芳人	① 民事執行事件 ② 証拠保全事件, 訴訟提起前にお ける証拠収集処分の申立事件 以上各 2 分の 1 ③ 破産事件 (同時廃止事件) ④ 過料事件, 配偶者暴力事件 以上各 3 分の 1	
	判事補 森山 由孝	① 民事執行事件 ② 証拠保全事件, 訴訟提起前にお ける証拠収集処分の申立事件 以上各 2 分の 1 ③ 保全命令事件 全部 ④ 破産事件 (同時廃止事件) 3 分の 2	
(2) 刑事	(合議) 判事 中尾 佳久 判事補 (特例) 信夫 絵里子 判事補 前田 芳人	① 公判請求事件 ② 再審事件 ③ 起訴強制事件 以上全部	金

	判事補 前田 芳人	① 証拠保全請求事件 ② 準抗告事件（刑訴法430条） ③ 第1回公判期日前の証人尋問請求事件 ④ 共助事件 ⑤ 医療観察法による各種処遇事件， 医療観察法第76条による競合する 処分の調整の申立てに係る事件 以上各3分の1	
	判事 小林 敬子 判事 中尾 佳久 判事補（特例） 小沼 日加利 判事補（特例） 信夫 絵里子 判事補（特例） 中畑 啓輔 判事補（特例） 成瀬 ひろみ 判事補 前田 芳人 判事補 森山 由孝	① 忌避申立事件 ② 準抗告事件（刑訴法429条） ③ 執行猶予言渡し取消請求事件 ④ 勾留理由開示請求事件 ⑤ その他の刑事雑事件 以上全部	
3 龍ヶ崎支部	判事 櫻井 佐英	① 民事通常訴訟事件 ② 再審事件 以上各2分の1 ③ 破産事件，民事再生事件，会社 整理事件，特別清算事件 全部 ④ その他民事に関する事件（付調 停事件以外の調停事件，民事・商 事・借地非訟事件，仮登記仮処分 事件を除く。） 2分の1	月
	判事補（特例） 小西 安世	① 民事通常訴訟事件 ② 再審事件 以上各2分の1 ③ 付調停事件以外の調停事件，民 事・商事・借地非訟事件，仮登記 仮処分事件 全部 ④ その他民事に関する事件（付調 停事件以外の調停事件，破産事件， 民事再生事件，会社整理事件，特 別清算事件を除く。） 2分の1	金
		⑤ 刑事に関する事件 全部	木

4 麻生支部	判 事 栩 木 純 一	① 民事に関する事件（破産事件， 民事再生事件，債権配当事件を除 く。） 全部 ② 債権執行事件 4分の3	水、木、金
	判事補（特例） 岩 崎 理 子	① 破産事件 ② 民事再生事件 ③ 債権配当事件 ④ 刑事に関する事件 以上全部 ⑤ 債権執行事件 4分の1	火
5 下妻支部 (1) 民事	(合議) 判 事 飯 塚 圭 一 判 事 岡 口 基 一 判事補 阿久津 見 房 判事補 増 田 慧	① 民事通常訴訟事件 ② 再審事件 ③ 人身保護事件 ④ 除斥申立事件 ⑤ 忌避申立事件 ⑥ その他民事に関する合議事件 以上全部	水
	判 事 飯 塚 圭 一	① 民事・商事・借地非訟事件，仮 登記仮処分事件，労働仮処分事件 ② 過料事件 以上全部 ③ 不動産執行事件を除く執行事件 ④ 配偶者暴力事件 以上各3分の1	
	判 事 岡 口 基 一	① 民事通常訴訟事件 12分の7 ② 再審事件 ③ 保全異議・取消事件，付調停事 件以外の調停事件 以上各2分の1 ④ 会社更生事件，破産事件（同時 廃止事件を除く。），民事再生事 件，個人再生事件，特別清算事件， 仲裁関係事件 全部 ⑤ 配偶者暴力事件 3分の1 ⑥ その他雑事件・共助事件 2分の1	火

	判 事 渡 辺 力	① 民事通常訴訟事件 12分の5 ② 再審事件 ③ 保全異議・取消事件，付調停事件以外の調停事件 ④ 不動産執行事件 以上各2分の1 ⑤ 不動産執行事件を除く執行事件 3分の2 ⑥ 配偶者暴力事件 3分の1 ⑦ その他雑事件・共助事件 2分の1	金
	判事補 増 田 慧	① 不動産執行事件 2分の1 ② 破産事件（同時廃止事件） ③ 保全命令事件（仮登記仮処分事件，労働仮処分事件を除く。） ④ 証拠保全事件（訴え提起前の証拠収集処分の申立てを含む。） 以上全部	
(2) 刑事	(合議) 判 事 飯 塚 圭 一 判 事 岡 口 基 一 判事補 阿久津 見 房 判事補 増 田 慧	① 公判請求事件 ② 再審事件 ③ 起訴強制事件 以上全部	水
	判 事 飯 塚 圭 一	① 公判請求事件 ② 再審請求事件 以上全部	月，火，木
	判 事 渡 辺 力	証人尋問請求事件，証拠保全請求事件，準抗告事件（刑事訴訟法第430条） 2分の1	
	判事補 増 田 慧	① 証人尋問請求事件，証拠保全請求事件，準抗告事件（刑事訴訟法第430条） 2分の1 ② 共助事件，雑事件 ③ 起訴議決（檢察審査会法41条の6第1項）に係る事件について公訴の提起及び維持をする檢察官の職務を行う者の指定及び公訴の提起前の指定の取消し 以上全部	

判 事 飯 塚 圭 一	① 忌避申立事件	
判 事 岡 口 基 一	② 準抗告事件 (刑訴法 4 2 9 条)	
判 事 渡 辺 力	以上全部	
判事補 阿久津 見 房		
判事補 増 田 慧		

(注)

- 1 各支部における地方自治法第 2 4 2 条の 3 第 2 項の規定による訴訟及びこれを本案とする民事保全事件に関する事務は本庁において取り扱う。
- 2 麻生支部の保全命令申立事件その他急を要すると認められる事件で本庁に提起されたものは、訴訟関係人の利益等特別の事情により同支部で処理するのを相当と認められるものを除き、当分の間、本庁で処理する。この場合における当該事件の処理は、同支部に配置された裁判官がするものとし、その裁判官に差し支えがあるときは、所長の指名する本庁の裁判官が処理するものとする。

別表第6 (管内各簡易裁判所の裁判官の配置)

1 水戸簡易裁判所	簡易裁判所判事	清 水 和 夫
	簡易裁判所判事	島 田 幸 男
	簡易裁判所判事	西 澤 光 男
	簡易裁判所判事 (代)	笹 本 昇
2 笠間簡易裁判所	簡易裁判所判事 (兼)	磯 和 幸 隆
3 日立簡易裁判所	簡易裁判所判事	岡 野 典 章
	簡易裁判所判事	織 田 啓 三
4 常陸太田簡易裁判所	簡易裁判所判事	笹 本 昇
5 土浦簡易裁判所	簡易裁判所判事	秋 山 雅 美
	簡易裁判所判事	松 下 明 夫
6 石岡簡易裁判所	簡易裁判所判事	磯 和 幸 隆
7 龍ヶ崎簡易裁判所	簡易裁判所判事	小 西 安 世
	簡易裁判所判事 (代)	石 川 信 之
8 取手簡易裁判所	簡易裁判所判事	石 川 信 之
9 麻生簡易裁判所	簡易裁判所判事	岩 崎 理 子
	簡易裁判所判事	福 本 智 公
10 下妻簡易裁判所	簡易裁判所判事	飯 塚 圭 一
	簡易裁判所判事	岡 口 基 一
	簡易裁判所判事	渡 辺 力
	簡易裁判所判事 (代)	下 里 敬 明
11 下館簡易裁判所	簡易裁判所判事	下 里 敬 明
12 古河簡易裁判所	簡易裁判所判事	仲 田 博

(別表第7)

簡易裁判所

庁	裁判官の配置	裁判事務の分配	開廷日
1 水戸簡裁	簡易裁判所判事 清水和夫	① 民事通常事件 ② 少額訴訟事件 ③ 民事再審事件 ④ 民事保全事件 以上各4分の1 ⑤ 調停申立事件 3分の1	水
		⑥ 刑事通常事件 ⑦ 刑事再審事件 ⑧ 正式裁判請求事件 ⑨ 刑事雑事件 以上各4分の1 ⑩ 三者即日処理事件 ⑪ 出張事件処理 ⑫ 刑事に関するその他の事件 以上各3分の1	火
	簡易裁判所判事 島田幸男	① 民事通常事件 ② 少額訴訟事件 ③ 民事再審事件 ④ 民事保全事件 以上各4分の1 ⑤ 調停申立事件 3分の1 ⑥ 民事に関するその他の事件 2分の1	金
		⑦ 刑事通常事件 ⑧ 刑事再審事件 ⑨ 正式裁判請求事件 ⑩ 刑事雑事件 以上各4分の1 ⑪ 略式事件（三者即日処理事件を除く。） 5分の2 ⑫ 三者即日処理事件 ⑬ 出張事件処理 ⑭ 刑事に関するその他の事件 以上各3分の1	火

	簡易裁判所判事 西澤光男	① 民事通常事件 ② 少額訴訟事件 ③ 民事再審事件 ④ 民事保全事件 以上各4分の1 ⑤ 調停申立事件 3分の1 ⑥ 民事に関するその他の事件 2分の1	木
		⑦ 刑事通常事件 ⑧ 刑事再審事件 ⑨ 正式裁判請求事件 ⑩ 刑事雑事件 以上各4分の1 ⑪ 略式事件（三者即日処理事件を除く。） 5分の2 ⑫ 三者即日処理事件 ⑬ 出張事件処理 ⑭ 刑事に関するその他の事件 以上各3分の1	金
	簡易裁判所判事（代） 笹本昇	① 民事通常事件 ② 少額訴訟事件 ③ 民事再審事件 ④ 民事保全事件 以上各4分の1	月
		⑤ 刑事通常事件 ⑥ 刑事再審事件 ⑦ 正式裁判請求事件 ⑧ 刑事雑事件 以上各4分の1 ⑨ 略式事件（三者即日処理事件を除く。） 5分の1	金
2	笠間簡裁 簡易裁判所判事（兼） 磯和幸隆	① 民事に関する事件 全部 ② 刑事に関する事件 全部	火, 木 火, 木
3	日立簡裁 簡易裁判所判事 岡野典章	正式裁判請求事件 全部	水, 金
	簡易裁判所判事 織田啓三	① 民事に関する事件 全部 ② 刑事に関する事件（正式裁判請求事件を除く。） 全部	火, 木 火, 木
4	常陸太田簡裁 簡易裁判所判事 笹本昇	① 民事に関する事件 全部 ② 刑事に関する事件 全部	水 水

5 土浦簡裁	簡易裁判所判事 秋山雅美	① 民事通常事件 ② 民事再審事件 ③ 調停申立事件 以上各2分の1 ④ 民事保全事件 ⑤ 公示催告事件 ⑥ 過料事件 以上全部 ⑦ 民事に関するその他の事件 2分の1	火, 木	
		⑧ 刑事通常事件 ⑨ 刑事再審事件 ⑩ 正式裁判請求事件 ⑪ 略式事件（三者即日処理事件を除く。） ⑫ 刑事に関するその他の事件 以上各2分の1	金	
	簡易裁判所判事 松下明夫	① 民事通常事件 ② 民事再審事件 ③ 調停申立事件 ④ 民事に関するその他の事件 以上各2分の1	月, 水	
		⑤ 刑事通常事件 ⑥ 刑事再審事件 ⑦ 正式裁判請求事件 ⑧ 略式事件（三者即日処理事件を除く。） ⑨ 刑事に関するその他の事件 以上各2分の1 ⑩ 三者即日処理事件 全部	木	
	6 石岡簡裁	簡易裁判所判事 磯和幸隆	① 民事に関する事件 全部 ② 刑事に関する事件 全部	月, 水, 金 月, 水, 金
	7 龍ヶ崎簡裁	簡易裁判所判事 小西安世	正式裁判請求事件 全部	木
	簡易裁判所判事(代) 石川信之	① 民事に関する事件 全部 ② 刑事に関する事件（正式裁判請求事件を除く。） 全部	火 木	

8 取手簡裁	簡易裁判所判事 石川 信之	① 民事に関する事件 全部 ② 刑事に関する事件 全部	月, 水, 金 月, 水, 金
	簡易裁判所判事 岩崎 理子	正式裁判請求事件 全部	火
9 麻生簡裁	簡易裁判所判事 福本 智公	① 民事に関する事件 全部 ② 刑事に関する事件 (正式裁判請求事件を除く。) 全部	月, 木 火, 木
	簡易裁判所判事 飯塚 圭一	① 民事保全事件 ② 調停事件 以上各5分の3 ③ 正式裁判請求事件 ④ 略式事件 (三者即日処理事件を除く。) 以上各5分の1	
10 下妻簡裁	簡易裁判所判事 岡口 基一	① 正式裁判請求事件 ② 略式事件 (三者即日処理事件を除く。) 以上各5分の1	
	簡易裁判所判事 渡辺 力	① 正式裁判請求事件 ② 略式事件 (三者即日処理事件を除く。) 以上各5分の1	
	簡易裁判所判事 (代) 下里 敬明	① 民事に関する事件 (民事保全事件, 調停事件を除く。) ② 少額訴訟, 公示催告事件 以上全部 ③ 民事保全事件 ④ 調停事件 以上各5分の2	水
		⑤ 刑事通常事件 ⑥ 刑事再審事件 ⑦ 三者即日処理事件 ⑧ 刑事に関するその他の事件 以上全部 ⑨ 正式裁判請求事件 ⑩ 略式事件 (三者即日処理事件を除く。) 以上各5分の2	金

11 下館簡裁	簡易裁判所判事 下 里 敬 明	① 民事に関する事件 ② 刑事に関する事件	全部 全部	月, 火, 木 月, 火, 木
12 古河簡裁	簡易裁判所判事 仲 田 博	① 民事に関する事件 ② 刑事に関する事件	全部 全部	火, 水, 木 火, 水, 木

(注)

水戸簡易裁判所を除くその他の簡易裁判所における公職選挙法違反事件に関する略式命令請求事件については、当該簡易裁判所（以下「受理簡易裁判所」という。）の裁判官を代理する裁判官（別表第8）が受理簡易裁判所の裁判官として、これを処理し、これに対する正式裁判は、受理簡易裁判所の裁判官が処理するものとする。

別表第8（裁判事務についての簡易裁判所裁判官の代理順序）

差し支えのある裁判官	代理すべき裁判官
水戸簡易裁判所裁判官	水戸簡易裁判所の司法行政事務を掌理する裁判官が指名する同裁判所裁判官
笠間簡易裁判所裁判官	同上
日立簡易裁判所裁判官	同上
常陸太田簡易裁判所裁判官	同上
土浦簡易裁判所裁判官	土浦簡易裁判所の司法行政事務を掌理する裁判官が指名する同裁判所裁判官
石岡簡易裁判所裁判官	同上
龍ヶ崎簡易裁判所裁判官	同上
取手簡易裁判所裁判官	同上
麻生簡易裁判所裁判官	水戸簡易裁判所の司法行政事務を掌理する裁判官が指名する同裁判所裁判官
下妻簡易裁判所裁判官	古河簡易裁判所裁判官
下館簡易裁判所裁判官	同上
古河簡易裁判所裁判官	下妻簡易裁判所の司法行政事務を掌理する裁判官が指名する同裁判所裁判官

別表第9 (令状請求事件等取扱庁)

	執務時間内	夜間	休日
本庁	自 庁	水 戸	水 戸
水戸簡易裁判所			
日立支部	自 庁		
日立簡易裁判所			
笠間簡易裁判所	自庁, ただし裁判官差し支えのときは水戸		
常陸太田簡易裁判所	自庁, ただし裁判官差し支えのときは水戸		
下妻支部	自 庁	土 浦	下 妻
下妻簡易裁判所			
下館簡易裁判所	自庁, ただし裁判官差し支えのときは下妻		
古河簡易裁判所	自庁, ただし裁判官差し支えのときは下妻		
土浦支部	自 庁		
土浦簡易裁判所			
龍ヶ崎支部	自 庁	土 浦	
龍ヶ崎簡易裁判所			

麻生支部	自庁, ただし裁判官差し 支えのときは土浦	土 浦
麻生簡易裁判所		
石岡簡易裁判所	自庁, ただし裁判官差し 支えのときは土浦	
取手簡易裁判所	自庁, ただし裁判官差し 支えのときは, 月・水・ 金曜日については土浦, 火・木曜日については龍 ヶ崎	

「執務時間内」, 「夜間」, 「休日」の各欄に「水戸」とあるのは本庁及び水戸簡易裁判所を, 「土浦」及び「下妻」とあるのは各支部と当該支部の置かれた地の簡易裁判所を, また, 「執務時間内」の欄に「龍ヶ崎」とあるのは同支部及び同支部の置かれた地の簡易裁判所を, それぞれ指す。

別表第10 { 執務時間内における被疑者（第1回公判期日前の被告人を含む。）に
 対する令状請求事件及び勾留に関する処分，被疑者に対する国選弁護
 人選任に関する事務並びに医療観察法による連戻状請求事件を担当す
 る裁判官及び事件の分配 }

1 水戸地方裁判所及び水戸簡易裁判所

(1) 水戸地方裁判所刑事部

水戸地方裁判所判事補	君 島 直 之	2分の1
同	倉 鋪 卓 徳	2分の1

(注1) 君島直之裁判官及び倉鋪卓徳裁判官に差し支えがあるときは，古谷慎吾裁判官，大島崇史裁判官，中畑啓輔裁判官又は能登谷宣仁裁判官が取り扱うものとする。

(2) 水戸簡易裁判所

水戸簡易裁判所簡易裁判所判事	清 水 和 夫	4分の1
同	島 田 幸 男	4分の1
同	西 澤 光 男	4分の1
同	(代) 笹 本 昇	4分の1

(注2) 水戸簡易裁判所の裁判官として標記の事件等を取り扱うことができる裁判官は，常陸太田及び笠間の各簡易裁判所の裁判官に差し支えがあるときは，当該各簡易裁判所の被疑者に対する国選弁護人選任に関する事務，第1回公判期日前の勾留に関する処分及び警察官職務執行法第3条第3項所定の保護許可状請求事件を，当該各簡易裁判所の裁判官として取り扱うことができる。

2 水戸地方裁判所日立支部及び日立簡易裁判所

(1) 日立支部

水戸地方裁判所日立支部判事	岡 野 典 章
---------------	---------

(2) 日立簡易裁判所

日立簡易裁判所簡易裁判所判事	織 田 啓 三
----------------	---------

3 水戸地方裁判所土浦支部及び土浦簡易裁判所

(1) 土浦支部

水戸地方裁判所土浦支部判事	小 林 敬 子
同	中 尾 佳 久
水戸地方裁判所土浦支部判事補	小 沼 日加利
同	信 夫 絵里子
同	成 瀬 ひろみ
同	前 田 芳 人
同	森 山 由 孝

(2) 土浦簡易裁判所

土浦簡易裁判所簡易裁判所判事	秋 山 雅 美	2分の1
同	松 下 明 夫	2分の1

(注3) 土浦簡易裁判所の裁判官として標記の事件等を取り扱うことができる裁判官は、麻生、石岡及び取手の各簡易裁判所の裁判官に差し支えがあるときは、当該各簡易裁判所の被疑者に対する国選弁護士選任に関する事務、第1回公判期日前の勾留に関する処分及び警察官職務執行法第3条第3項所定の保護許可状請求事件を、当該各簡易裁判所の裁判官として取り扱うことができる。

4 水戸地方裁判所龍ヶ崎支部及び龍ヶ崎簡易裁判所

(1) 龍ヶ崎支部

水戸地方裁判所龍ヶ崎支部判事補	小 西 安 世
-----------------	---------

(2) 龍ヶ崎簡易裁判所

龍ヶ崎簡易裁判所簡易裁判所判事	小 西 安 世	5分の3
同	(代)石 川 信 之	5分の2

(注4) 小西安世裁判官に差し支えがあるときは、櫻井佐英裁判官が取り扱うものとする。

(注5) 龍ヶ崎簡易裁判所の裁判官として標記の事件等を取り扱うことができる裁判官は、取手簡易裁判所の裁判官に差し支えがあるときは、取手簡易裁判所の被疑者に

対する国選弁護人選任に関する事務，第1回公判期日前の勾留に関する処分及び警察官職務執行法第3条第3項所定の保護許可状請求事件を，取手簡易裁判所の裁判官として取り扱うことができる

5 水戸地方裁判所麻生支部及び麻生簡易裁判所

(1) 麻生支部

水戸地方裁判所麻生支部判事 棚 木 純 一

水戸地方裁判所麻生支部判事補 岩 崎 理 子

(2) 麻生簡易裁判所

麻生簡易裁判所簡易裁判所判事 福 本 智 公

6 水戸地方裁判所下妻支部及び下妻簡易裁判所

(1) 下妻支部

水戸地方裁判所下妻支部判事 渡 辺 力

水戸地方裁判所下妻支部判事補 増 田 慧

(2) 下妻簡易裁判所

下妻簡易裁判所簡易裁判所判事 岡 口 基 一 5分の1

同 渡 辺 力 5分の1

同 増 田 慧 5分の1

同 (代) 下 里 敬 明 5分の2

(注6) 下妻簡易裁判所の裁判官として標記の事件等を取り扱うことができる裁判官は，下館及び古河の各簡易裁判所の裁判官に差し支えがあるときは，当該各簡易裁判所の被疑者に対する国選弁護人選任に関する事務，第1回公判期日前の勾留に関する処分及び警察官職務執行法第3条第3項所定の保護許可状請求事件を，当該各簡易裁判所の裁判官として取り扱うことができる。

7 笠間簡易裁判所

笠間簡易裁判所簡易裁判所判事 (兼) 磯 和 幸 隆

8 常陸太田簡易裁判所

	常陸太田簡易裁判所簡易裁判所判事	笹 本 昇
9	石岡簡易裁判所	
	石岡簡易裁判所簡易裁判所判事	磯 和 幸 隆
10	取手簡易裁判所	
	取手簡易裁判所簡易裁判所判事	石 川 信 之
11	下館簡易裁判所	
	下館簡易裁判所簡易裁判所判事	下 里 敬 明
12	古河簡易裁判所	
	古河簡易裁判所簡易裁判所判事	仲 田 博

別表第 11 { 執務時間外における被疑者（第 1 回公判期日前の被告人を含む。）に
 対する令状請求事件及び勾留に関する処分，被疑者に対する国選弁護
 人選任に関する事務並びに医療観察法による連戻状請求事件を担当す
 る裁判官 }

1 水戸地方裁判所及び水戸簡易裁判所

水戸地方裁判所判事兼簡易裁判所判事	根 本 渉
同	脇 博 人
同	佐 藤 弘 規
同	村 上 泰 彦
同	栩 木 純 一
水戸地方裁判所判事補兼簡易裁判所判事	久 次 良 奈 子
同	大 畠 崇 史
同	澁 谷 輝 一
同	吉 田 豊
同	中 畑 啓 輔
同	能登谷 宣 仁
同	岩 崎 理 子
同	鈴 木 麻 奈 美
水戸地方裁判所判事補	君 島 直 之
同	倉 鋪 卓 徳
同	橋 詰 英 輔
同	高 橋 静 子
水戸簡易裁判所簡易裁判所判事	清 水 和 夫
同	島 田 幸 男
同	西 澤 光 男

同

笹本昇

(注1) 水戸簡易裁判所の裁判官として標記の事件等を取り扱うことができる裁判官は、日立、常陸太田及び笠間の各簡易裁判所の執務時間外における被疑者に対する国選弁護人選任に関する事務、第1回公判期日前の勾留に関する処分及び警察官職務執行法第3条第3項所定の保護許可状請求事件を、当該簡易裁判所の裁判官として取り扱うことができる。

(注2) 水戸簡易裁判所の裁判官として標記の事件等を取り扱うことができる裁判官は、下妻簡易裁判所の執務時間外における被疑者に対する国選弁護人選任に関する事務を、下妻簡易裁判所の裁判官として取り扱うことができる。

(注3) 水戸簡易裁判所の裁判官として標記の事件等を取り扱うことができる裁判官は、管内各簡易裁判所の1月1日から同月3日及び12月29日から同月31日までの間における被疑者に対する国選弁護人選任に関する事務、第1回公判期日前の勾留に関する処分及び警察官職務執行法第3条第3項所定の保護許可状請求事件を、管内の各簡易裁判所の裁判官として取り扱うことができる。

2 水戸地方裁判所土浦支部及び土浦簡易裁判所

水戸地方裁判所土浦支部判事兼簡易裁判所判事	小林敬子
同	中尾佳久
水戸地方裁判所土浦支部判事補兼簡易裁判所判事	小沼日加利
同	信夫絵里子
同	成瀬ひろみ
同	前田芳人
同	森山由孝
水戸地方裁判所判事兼簡易裁判所判事	新谷晋司
同	古谷慎吾
水戸地方裁判所日立支部判事兼簡易裁判所判事	岡野典章
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部判事兼簡易裁判所判事	櫻井佐英
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部判事補兼簡易裁判所判事	小西安世
日立簡易裁判所簡易裁判所判事	織田啓三
土浦簡易裁判所簡易裁判所判事	秋山雅美

同	松 下 明 夫
石岡簡易裁判所簡易裁判所判事	磯 和 幸 隆
取手簡易裁判所簡易裁判所判事	石 川 信 之
麻生簡易裁判所簡易裁判所判事	福 本 智 公

(注4) 水戸地方裁判所，同日立支部及び同龍ヶ崎支部並びに日立簡易裁判所，石岡簡易裁判所，取手簡易裁判所及び麻生簡易裁判所の裁判官は，標記の事件等を，土浦簡易裁判所の裁判官として取り扱うことができる。

(注5) 土浦簡易裁判所の裁判官として標記の事件等を取り扱うことができる裁判官は，石岡，取手，龍ヶ崎，麻生，下妻，下館及び古河の各簡易裁判所の執務時間外における被疑者に対する国選弁護人選任に関する事務，第1回公判期日前の勾留に関する処分及び警察官職務執行法第3条第3項所定の保護許可状請求事件を，当該簡易裁判所の裁判官として取り扱うことができる。

3 水戸地方裁判所下妻支部及び下妻簡易裁判所

水戸地方裁判所下妻支部判事兼簡易裁判所判事	飯 塚 圭 一
同	岡 口 基 一
同	渡 辺 力
水戸地方裁判所下妻支部判事補兼簡易裁判所判事	増 田 慧
下館簡易裁判所簡易裁判所判事	下 里 敬 明
古河簡易裁判所簡易裁判所判事	仲 田 博

(注6) 下館簡易裁判所及び古河簡易裁判所の裁判官は，標記の事件等を，下妻簡易裁判所の裁判官として取り扱うことができる。

(注7) 下妻簡易裁判所の裁判官として標記の事件等を取り扱うことができる裁判官は，下館及び古河の各簡易裁判所の執務時間外における被疑者に対する国選弁護人選任に関する事務，第1回公判期日前の勾留に関する処分及び警察官職務執行法第3条第3項所定の保護許可状請求事件を，当該簡易裁判所の裁判官として取り扱うことができる。